

令和6年度使用教科用図書採択に関する報告書

【はじめに】

義務教育諸学校の教科用図書の採択に関する事務について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、神崎採択地区の町立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的に当協議会が組織された。

令和6年度使用教科用図書の採択について、当協議会としての意見を以下に示す。

・令和6年度使用教科用図書について

【報告】

令和6年度使用教科用図書のうち、小学校用に新たに文部科学大臣の検定を経たものがあり、その種目において調査委員会を組織し、全出版社の教科用図書について調査研究を行った。

なお、中学校においては新たに検定を経たものが無いことにかんがみ、すべての教科において、令和5年度使用教科用図書と同一の教科書を採択する。

以上のことから、当協議会において審議・検討した結果、もっとも的確であると思われるものは、別紙「令和6年度使用小学校教科書」「令和6年度使用中学校教科書」のとおりである。

それぞれの採択権者は、その権限と責任において、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底し、責任を持って適正に採択することとする。

神崎採択地区協議会